

吹田歴史文化まちづくり事業補助金交付要領

制定 平成 22 年 4 月 1 日

最終改正 令和 3 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、歴史と文化のまちづくりにかかわる市民相互の交流及び連携の促進を図るとともに、地域に息づく歴史及び文化を保存し、発展させるための事業を実施する吹田歴史文化まちづくりセンターの管理を行う団体（以下「団体」という。）に対し、予算の範囲内において、吹田歴史文化まちづくり事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、団体が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 歴史と文化のまちづくりに係る講座、学習会等の開催
- (2) 歴史と文化のまちづくりに係る芸術鑑賞、音楽鑑賞等事業
- (3) 地域や教育機関との連携事業
- (4) 国際交流促進に関する事業
- (5) 伝統文化継承に関する事業
- (6) その他市長が必要と認める事業

(補助対象経費)

第 3 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 講師又は出演者に対する謝礼に係る経費
- (2) 広報又は広告に要する経費
- (3) 事業に要する消耗品の購入費
- (4) 会場の設営に要する経費
- (5) 企画運営に要する経費
- (6) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の総額から補助対象事業に係る受講料、参加料その他の収入額を控除した額の範囲内において、市長が定める額とする。

(交付の申請)

第5条 団体は、補助金の交付を受けようとするときは、吹田歴史文化まちづくり事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体の定款、規約、会則等及び役員名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、吹田歴史文化まちづくり事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、団体に通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 団体は、前条の規定による通知があったときは、吹田歴史文化まちづくり事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付)

第8条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第9条 団体は、補助金の交付を受けた日の属する年度の末日までに補助対象事業を完了し、市長が指定する日までに吹田歴史文化まちづくり事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の写しその他の証拠書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、吹田歴史文化まちづくり事業補助金交付額確定通知書(様式第5号)により、団体に通知するものとする。

(精算)

第11条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既に交付した補助金の額が当該確定額を超えるときは、期限を定めて、当該超える部分に相当する額の補助金を返還させるものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を交付目的以外に使用したとき。
- (3) その他この要領に違反したとき。

2 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、都市魅力部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要領は、令和3年4月1日から施行する。

(様式第1号)

吹田歴史文化まちづくり事業補助金交付申請書

年 月 日

吹田市長 宛

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

下記のとおり吹田歴史文化まちづくり事業補助金の交付を申請します。

記

交付申請額

※ 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 団体の定款、規約、会則等及び役員名簿

(4) その他()

(様式第2号)

年 月 日

様

吹 田 市 長

吹田歴史文化まちづくり事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった吹田歴史文化まちづくり事業補助金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

交付決定額

(様式第3号)

吹田歴史文化まちづくり事業補助金交付請求書

令和5年4月 日

吹田市長 宛

請求者 所在地
団体名
代表者氏名

令和5年4月1日付け、5吹都魅文第23号で交付決定のあった吹田歴史文化まちづくり事業補助金について、下記のとおり交付の請求をします。

記

1 交付請求額

2 振込先

支店	銀行 信用金庫 信用組合	預金の 種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号			
フリガナ			
口座名義			

(様式第4号)

吹田歴史文化まちづくり事業実績報告書

年 月 日

吹田市長 宛

報告者 所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった吹田歴史文化まちづくり事業が完了したので、下記の書類を添えて報告します。

記

添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の写しその他の証拠書類
- (4) その他 ()

(様式第5号)

年 月 日

様

吹 田 市 長

吹田歴史文化まちづくり事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった吹田歴史文化まちづくり事業補助金について、下記のとおり交付額が確定したので通知します。

記

交 付 確 定 額	
既 交 付 額	
超 過 額 (要 返 還 額)	